

資料 4

機能要件及び帳票要件について

1. 機能要件

1-1. 機能要件（標準仕様素案）の作成方法

機能要件(標準仕様素案) は、一部自治体及びベンダーより受領した機能一覧や、不足事項に対する追加確認情報をもとに「機能要件比較表」を整理したうえで、作成します。ワーキングチーム・ベンダー分科会を通じて、論点の協議等を行います。

機能要件比較表

	ツリー構成		機能要件								
	大項目	中項目	ベンダー-A	ベンダー-B	ベンダー-C	...	自治体(ア)	自治体(イ)	自治体(ウ)	...	サマリー
1-1	資格異動	資格取得	
1-2		種別変更	

自治体・ベンダーからの受領した設計書等より、機能をツリー図に紐づけし、機能内容を記載

機能要件（標準仕様素案）

No	ツリー構成		標準仕様 (案)	要件種別 (必須/オプション/ 実装不可)	論点・留意点・ 要確認点など
	大項目	中項目			
1-1-1	資格異動	資格取得	新規資格取得／取得訂正／取得取消の登録ができること。 【管理項目】	必須	...
1-1-2				後述	

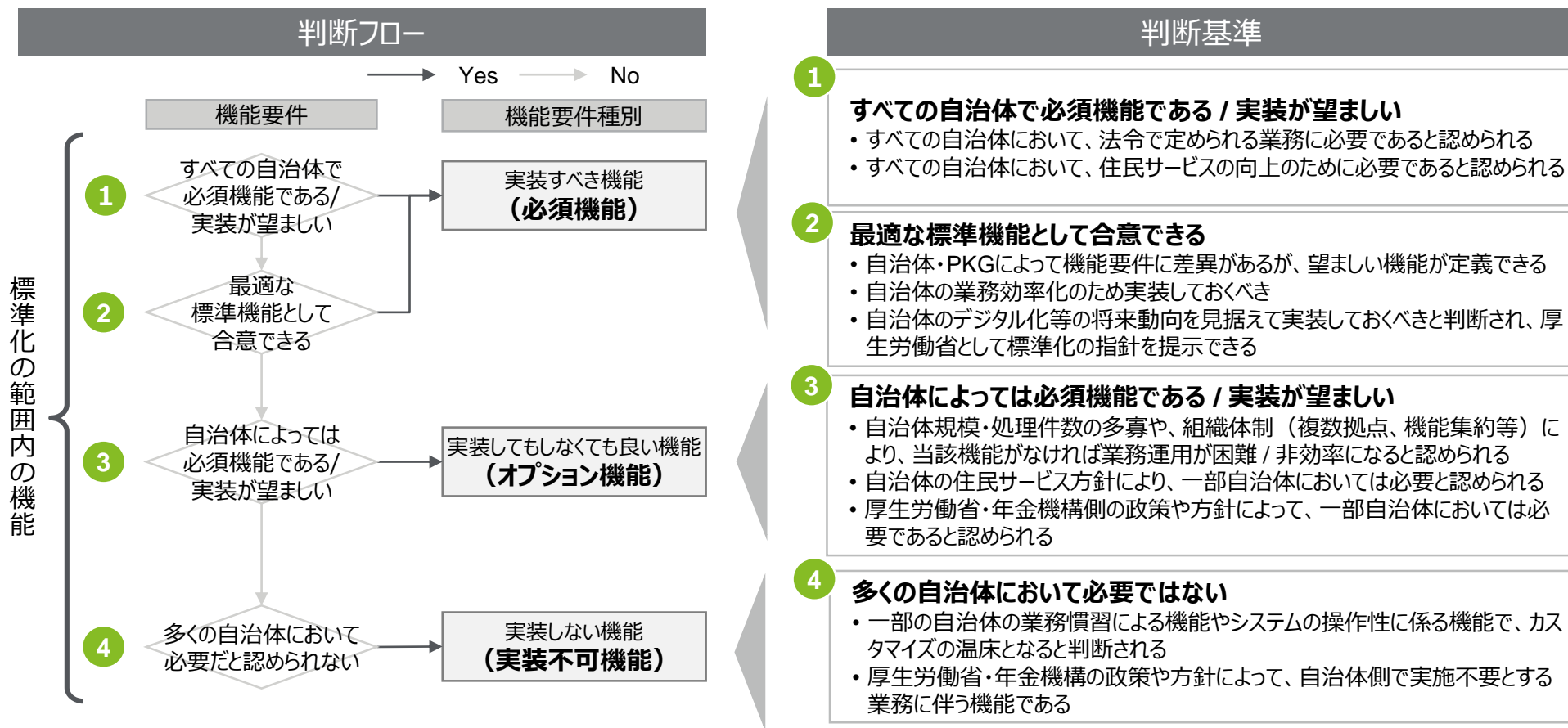
- 機能比較表をもとに集約した仕様を記載
- 比較対象の機能にばらつきがある場合は、標準仕様（案）として定めた要件の考え方・根拠も記載

ワーキングチーム・ベンダー分科会等で協議・確認が必要な事項は論点として記載

1. 機能要件

1-2. 要件種別の判断基準

標準仕様（機能・帳票要件）では、デジタル庁が示す標準化方針に従って、以下の判断フロー・判断基準をもとに機能・帳票要件の各項目について、「必須機能」・「オプション機能」・「実装不可機能」の要件種別を設定します。



- 標準化の範囲内で、上記のように定義しない機能（＝標準仕様書に明記されていない機能）は、実装しない機能（実装不可機能）とする
- 標準化の範囲外とした機能は、地方自治体からの要求、ベンダーの実装は、いずれも任意とする
- 画面要件や専ら操作性に関する便利機能は原則、標準化の範囲外とする

1. 機能要件

1-3. 要件種別の判断基準（一次判断方法）に係る変更点

第1回研究会で提示した一次判断基準について、各ベンダー・自治体の要件記載粒度に差異がある状況を踏まえ、必要に応じ事務局判断で要件追加、もしくは要件必須の判断を行った上で提示させていただく想定です。

*標準仕様の素案作成を進めるなかで、変更の可能性があります
**10団体はベンダー、自治体双方を含む

要件種別の判断基準（前頁の内容）	一次判断の基準（見直し案）*
<p>1</p> <p>すべての自治体で必須機能である / 実装が望ましい</p> <ul style="list-style-type: none">すべての自治体において、法令で定められる業務に必要なであると認められるすべての自治体において、住民サービスの向上のために必要であると認められる自治体の業務効率化のため実装しておくべき <p>実装すべき機能 (必須機能)</p>	<p>ア) 10団体** にすべてに実装されている</p> <p>ただし キ) に該当しないこと</p>
<p>2</p> <p>最適な標準機能として合意できる</p> <ul style="list-style-type: none">自治体・PKGによって機能要件に差異があるが、望ましい機能が定義できる自治体の業務効率化のため実装しておくべき自治体のデジタル化等の将来動向を見据えて実装しておくべきと判断され、厚生労働省として標準化の指針を提示できる	<p>以下のいずれかに該当する</p> <p>イ) 10団体** のうち、<u>5</u>団体以上で実装されている</p> <p>ウ) 調査対象の複数の自治体から、業務負荷や改善要望の意見があるなど、住民サービス向上や自治体業務効率化に資する機能と勘案される</p>
<p>3</p> <p>自治体によっては必須機能である / 実装が望ましい</p> <ul style="list-style-type: none">自治体規模・処理件数の多寡や、組織体制（複数拠点、機能集約等）により、当該機能がなければ業務運用が困難 / 非効率になると認められる自治体の住民サービス方針により、一部自治体においては必要と認められる厚生労働省・年金機構側の政策や方針によって、一部自治体においては必要であると認められる <p>実装してもしなくても良い機能 (オプション機能)</p>	<p>以下のいずれかに該当する</p> <p>エ) 10団体** のうち、<u>1</u>団体以上で実装されている</p> <p>オ) 調査対象の複数の自治体で実装されていることが確認できる</p>
<p>4</p> <p>多くの自治体において必要ではない</p> <ul style="list-style-type: none">一部の自治体の業務慣習による機能やシステムの操作性に係る機能で、カスタマイズの温床となると判断される厚生労働省・年金機構の政策や方針によって、自治体側で実施不要とする業務に伴う機能である <p>実装しない機能 (実装不可機能)</p>	<p>以下のいずれかに該当する</p> <p>カ) 10団体** のいずれも実装されていない</p> <p>キ) 年金機構への令和3年7月に照会した結果、令和4年度以降に自治体で対応不要となる業務に付随する</p>

(参考) デジタル庁が示す標準化の作業方針

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容④

- 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能（※1）を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、標準オプション機能（※2）を示し、カスタマイズを抑制する。

※1：実装不可機能：実装してはならない機能

（例）証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。

住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関～～」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関～～」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略できる機能は実装を不可とする。

※2：標準オプション機能：（例）広域交付システムインターフェース仕様書に基づくコンビニ交付に対応していること（オプション）。
※コンビニ交付を行わない地方自治体は不要のため、オプション扱いとする。

	Xベンダ 提供システム	Yベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム
実装必須機能	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)
実装不可機能	－ (実装不可)	－ (実装不可)	－ (実装不可)
標準オプション機能A	●	●	
標準オプション機能B	●		
自治体による 選択	A市	B市	C市

} 原則
} 標準仕様の範囲
} 例外
必要最小限度にとどめる

出典：「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化のために検討すべき点について（令和3年1月改定）」

2. 帳票要件

2-1. 帳票要件（標準仕様素案）の作成方法

帳票要件(標準仕様素案)は、一部自治体及びベンダーより受領した帳票一覧や、不足事項に対する追加確認情報をもとに「機能要件比較表」を整理したうえで、作成します。ワーキングチーム・ベンダー分科会を通じて、論点の協議等を行います。

住民や年金機構等の外部機関向けの帳票（外部帳票）と対象とし、内部帳票は帳票要件で定義せず、EUC機能での対応を原則とする想定です。

帳票要件比較表

	ツリー構成		帳票要件									
	大項目	中項目	ベンダーA	ベンダーB	ベンダーC	...	自治体(ア)	自治体(イ)	自治体(ウ)	...	サマリー	
5-1	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告	-帳票名 -法定 -概要	
			...	自治体・ベンダーからの受領した帳票一覧・帳票レイアウトより、帳票名・法定帳票か否か・帳票の概要を記載								

帳票要件（標準仕様素案）

No	ツリー構成		標準仕様（案）			要件種別 (必須/オプション/実装不可)	論点・留意点・要確認点など
	大項目	中項目					
5-1-1	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告	国民年金被保険者関係届書	年金機構へ送付する関係届書	法令上必須	必須 後述	...
5-1-2			<ul style="list-style-type: none"> 帳票比較表をもとに集約した仕様を記載 比較対象の帳票にばらつきがある場合は、標準仕様（案）として定めた要件の考え方・根拠も記載 				<ul style="list-style-type: none"> ワーキングチーム・ベンダー分科会等で協議・確認が必要な事項は論点として記載

2. 帳票要件

2-2. 帳票要件における標準化対象帳票の考え方

国年標準化においては、「法令上必須」の帳票を標準化対象とし、介護保険標準仕様書に準じ、「帳票項目」「レイアウト」を定義することを想定しています

国民年金における帳票要件のスコープ

類型	性質		標準化対応	機能要件	帳票要件	
					帳票項目	レイアウト
1	外部帳票	法令上必須	標準化対象	機能要件に記載があり、帳票項目・レイアウトまでが定義されている	○	○
2		法令外	オプション対象	機能要件にオプションとして記載があるが、帳票項目・レイアウトとしての定義はない	○ (オプション)	×
3	内部帳票		対象外		△ (EUC)	×

「法定上必須」の帳票において定める内容

①帳票詳細要件 ②帳票レイアウト ※諸元表は対象外

帳票詳細要件

業務 5.1.年金機構への報告 帳票名称 国民年金被保険者関係届出書（報告書）

No	システム印字項目	実装項目			備考	諸元表		
		必須	オプション	不可		折返	諸元表は対象外	...
1	個人番号	●				無	無	
2	氏名（姓）	●			ミドルネームは...	無	無	
..								

帳票レイアウト



2. 帳票要件

2-3. 法令上必須の範囲

「法令上必須」の定義は「法律・政令・省令・事務連絡により、厚生労働省又は日本年金機構が提示している様式」とすることを想定します。当該定義を前提に具体的な対象帳票を特定し、今後、ワーキングチーム及びベンダー分科会に諮ります

外部帳票（法令上必須*）	実装 PKG数	発行対象	
		住民→ 自治体	自治体→ 年金機構
国民年金被保険者関係届書（申出書）	4	○	-
国民年金被保険者関係届書（報告書）	6	-	○
国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	6	○	○
国民年金保険料免除・納付猶予申請書*	6	○	-
国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）*	3	-	○
保険料学生納付特例申請書	6	○	-
保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	3	-	○
居所未登録者報告書	1	-	○
居所未登録者住所判明報告書	1	-	○
国民年金関係報告書*	6	-	○
電子媒体届書総括票	7	-	○
国民年金関係書類送付書	2	-	○
所得調査票*	1	-	○
老齢福祉年金所得状況届	1	-	○
特別障害給付金所得状況届	1	-	○

外部帳票 （協力連携事務も含む）	実装 PKG数	送付対象	
		年金機構	住民
20歳到達者一覧*	3	○	-
国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）	1	-	○
国民年金保険料免除 承認・却下 処理簿	1	○	-
所得証明提出周知文	1	-	○
異動届送付用	1	○	-
国民年金関係異動届*	1	○	-
異動一覧表*	2	○	-
電子媒体届出書ラベル	1	○	-
老齢福祉年金定時届関係連名簿	1	○	-
国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金所得状況届連名簿	1	○	-
特別障害給付金連名簿	1	○	-
外国人年齢到達予定者一覧	1	○	-
納付記録票	1	確認中	-
必要書類リスト	1	-	○
宛名はがき	1	-	○
年齢到達者一覧*	1	○	-
年金受給のお知らせ	1	-	○
前年申請免除者（封書）	1	確認中	-
年金証書受領書	1	○	-
宛名シール*	3	-	○

※ 厚生労働省、年金機構から様式が示されている

* 複数様式が定義されている

(参考) サンプル業務フロー一覧 (APPICベース) からツリー図への主な変更点

- : 自治体調査結果等を踏まえ、新たに追加
- : 自治体調査結果等を踏まえ、名称変更/ツリー分割
- : 分かりやすさの観点で一部を他フローへ統合 (年金機構からの情報登録事務)
- : 分かりやすさの観点で他フローへ統合 (年金機構からの情報登録事務)
- : 自治体で業務実施不要と確認し、削除

